

2025年
3月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

令和7年度 健診のご案内をお送りします

協会けんぽでは、年度内おひとり様 **1回に限り**、健診費用の補助を行っています。

被保険者(ご本人)様 対象

生活習慣病予防健診

3月下旬に事業所様へ生活習慣病予防健診のご案内をお送りします。

対象者

協会けんぽに加入の**35歳～74歳の被保険者様**

費用

協会けんぽの補助により
19,000円相当 ▶ **最高5,282円**(一般健診の場合)

検査内容

労働安全衛生法上の項目 + **胃がん・大腸がん検診**

緑の封筒が
目印



さらに!

生活習慣病予防健診には、年齢に応じて婦人科健診、付加健診等の費用補助があります。
対象年齢や自己負担額については、お送りするパンフレットにてご確認ください。

被扶養者(ご家族)様 対象

特定健診

4月上旬に被保険者様のご自宅へ特定健診のご案内及び受診券をお送りします。

対象者

協会けんぽに加入の**40歳～74歳の被扶養者様**

費用

奈良県内の健診機関の場合 ▶ **0円または1,859円**
※受診する健診機関により異なります。

検査内容

問診・診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

黄色の封筒が
目印



健診のご予約は、協会けんぽと提携している**健診機関へ直接電話**でお問い合わせください。
健診機関の一覧はパンフレットまたは協会けんぽのホームページ※よりご確認ください。
※令和7年度の健診機関一覧は、4月以降順次ホームページに掲載予定です。

詳しくは、健診のご案内をご確認ください

協会けんぽ奈良支部 LINE公式アカウント

友だち募集中!!

皆さまに健康情報をお届けします!

● 上手な医療のかかり方

● 季節の健康情報

● 各種健診のご案内

● 健康コラム など

登録はかんたん!
二次元コードから!



始めました!



加入者・事業主の皆さまへ 退職後の健康保険のご案内



ご退職後に加入する健康保険には以下の**3つの選択肢**があります。
保険料などを比較いただき、加入条件をご確認のうえ、ご希望の健康保険でお手続きください。

加入先	協会けんぽの健康保険任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市町村	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 - 退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと。 (郵送の場合は必着です。)	お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	- ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 - 詳細は、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料の算出方法	- 退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。 退職時の 標準報酬月額 〔令和7年度 上限は32万円〕 × お住まいの 都道府県 保険料率 変更となる 場合があります = 1か月分の 保険料 - 退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります(上限あり)。 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 - 保険料の減免制度はありません。 令和7年度(令和7年4月分)から標準報酬月額(上限)については320,000円となります。	- 前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。 - 倒産や解雇などによる保険料の減免制度については、お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。	※ご家族の勤務先の健康保険(被扶養者)に加入した場合、保険料の負担は原則ありません。



令和6年12月2日以降の受診方法について

No.	受診方法	使用可能な医療機関	有効期限
1	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関	なし
2	マイナンバーカード+資格情報のお知らせ	すべての医療機関	なし
3	マイナンバーカード+マイナポータル(スマートフォン)	すべての医療機関	なし
4	資格確認書	すべての医療機関	最長5年
5	健康保険証	すべての医療機関	令和7年12月1日まで

※マイナ保険証のご利用には、マイナポータル等から登録手続きが必要です。
(現状、一部の医療機関等において、マイナ保険証の利用・利用登録ができない場合がありますのでご注意ください。)

※マイナ保険証の利用開始方法について詳しくは
コチラ▶



退職後(資格喪失後)の健康保険の取り扱いについて

事業所様へ
お願い

在職時の健康保険の資格による受診ができるのは、“退職日”までです！

- 従業員の方が退職される際は、すみやかに日本年金機構へ資格喪失届の提出をお願いします。また、発行されている資格確認書(保険証)(ご家族の分を含む)の回収をお願いします。
- 回収した資格確認書(保険証)は「資格喪失届」に添付し、電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、回収した資格確認書(保険証)と併せて日本年金機構(広域事務センター)に提出してください。